

市町村生活交通対策事業補助金について（県単補助）

支援の概要

市町村が地域の実情に即し、住民の生活交通の確保を図ることを目的として主体的に実施する市町村生活交通対策事業（バス運行事業等）に対して支援する制度。

また、災害により既存のバス路線の全部又は一部の区間が運休となり、地域住民の日常生活に必要な生活交通の確保を図るための代替措置として、市町村が実施する災害代替事業（代替バス運行事業等）についても支援対象とする。

○ 対象者

生活交通対策事業を実施する市町村で、かつ、前年度の財政力指数が1.0未満の市町村

○ 対象事業

- ・市町村生活交通対策事業（①直営事業、②委託事業、③要請事業、④その他の事業）
- ・災害代替事業（ア災害代替直営事業、イ災害代替委託事業、ウ災害代替要請事業）とする。

○ 対象経費

①②④：指定路線ごとの運送費用と運送収入の差額（赤字）

アイ：災害代替事業ごとの運送費用と運送収入の差額。

③ウ：運送費用と運送収入の差額と市町村が団体へ補助する補助金のうち低い額。

○ 補助対象期間

①②④：すべて補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間。

③：補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日を末日とする1年間。

アイウ：災害代替事業が終了するまでの期間であり、かつ、3年を超えない期間。

○ 補助率

①～④

区分	路線収支率	財政力指数	補助率
一般市町村	55%以上	0.4未満	1 / 4
		0.4以上1.0未満	1 / 6
	55%未満	0.4未満	1 / 1.6
		0.4以上1.0未満	1 / 2.4
過疎地域指定市町村	40%以上	0.4未満	2 / 3
		0.4以上1.0未満	1 / 2
	40%未満	0.4未満	1 / 6
		0.4以上1.0未満	1 / 8

災害代替事業（アイウ）

区 分	財政力指数	補助率
一般市町村	0.4 未満	1 / 2
	0.4 以上 1.0 未満	1 / 3
過疎地域指定市町村	0.4 未満	2 / 3
	0.4 以上 1.0 未満	1 / 2

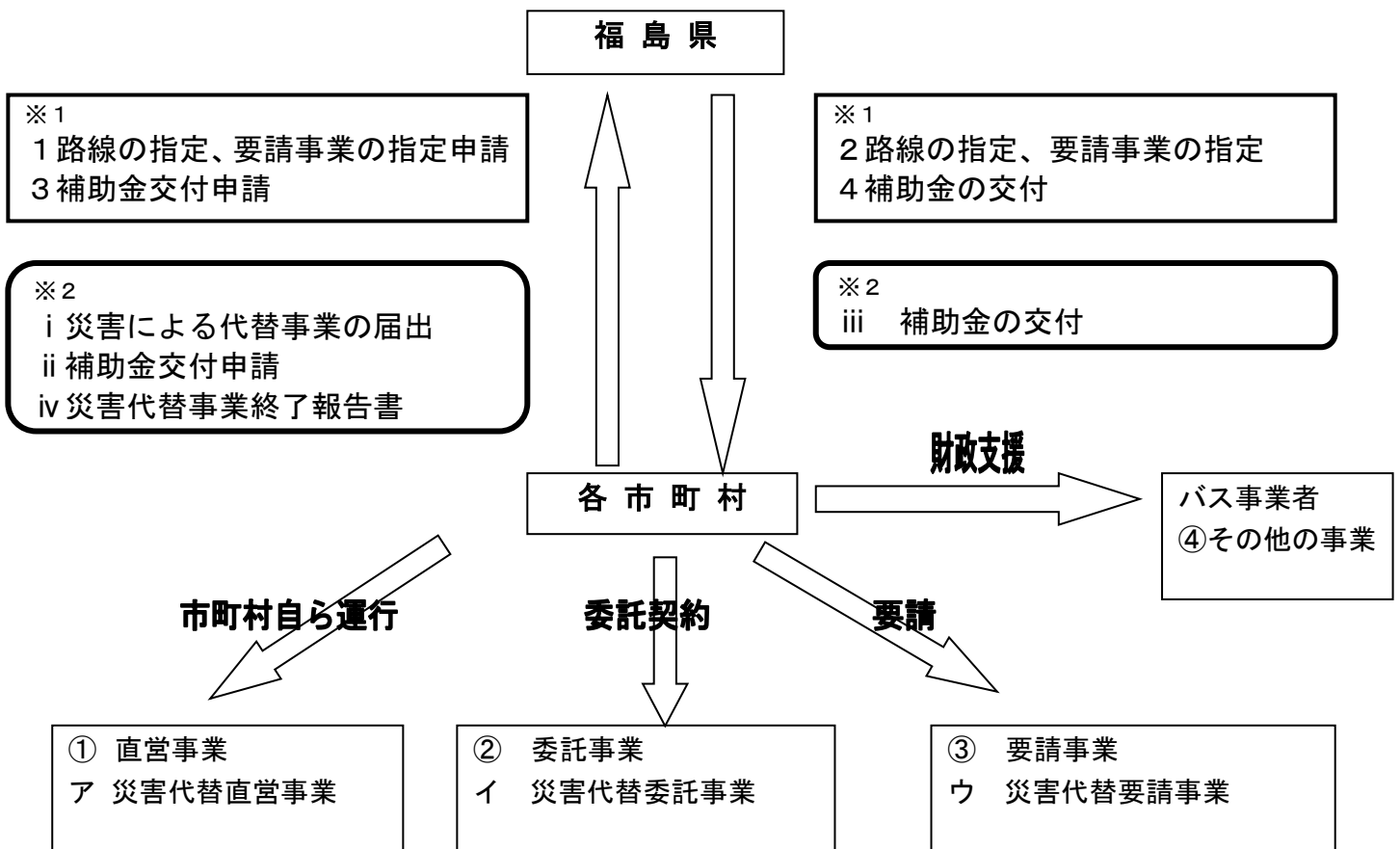
○ 補助額

対象経費に補助率を乗じた額とし、その額が10万円未満の場合は交付しない。（平成30年度に限り、10万円未満であっても補助金を交付する。）

○ 災害代替事業の条件

- ① 災害発生により既存のバス路線の全部又は一部の区間が運休となったこと
- ② 上記代替措置として、市町村が新たに災害代替事業を実施すること

補助金のスキーム



※1は既存制度のスキーム

※2は災害代替事業のスキーム